

平成27年3月6日

笛吹市議会議長 大久保 俊雄 様

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

### 工事入札調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託の事件について、調査の結果別紙のとおり決定したから笛吹市議会会議規則第101条の規定により報告します。

工事入札調査特別委員会

調査報告書

笛吹市議会

平成27年3月6日

## 目 次

I. 工事入札調査特別委員会について	2 P
1. 工事入札調査特別委員会の設置	2 P
2. 調査の趣旨	2 P
3. 調査の対象	2 P
4. 調査項目	4 P
II. 調査の経過等について	5 P
1. 委員会の開催状況	5 P
2. 準備会の開催状況	6 P
3. 委員長・副委員長による聞き取り調査等	6 P
4. 記録・資料の提出	6 P
5. 証言の拒否等	6 P
III. 調査結果	7 P
1. 調査結果の概要	7 P
2. 実施された調査の内容	7 P
3. 不正等の有無に関する調査結果	10 P
4. 調査項目に関わる問題点	11 P
5. 各問題点に対する委員の意見等	12 P
IV. 調査事項に対する改善策	14 P
V. その他	16 P

## I. 工事入札調査特別委員会について

### 1. 工事入札調査特別委員会の設置

(1) 平成25年第2回臨時会（平成25年11月25日開会）において、「工事入札調査特別委員会」の設置を議決。

(2) 調査事項 「工事入札に関する事項」

(3) 委員の定数 9名

(4) 委員会の構成

委員長	野澤	今朝幸
副委員長	上野	稔
委員	志村	直毅
〃	北嶋	恒男
〃	海野	利比古
〃	神宮司	正人
〃	小林	始
〃	中川	秀哉
〃	渡辺	正秀

### 2. 調査の趣旨

地方自治法第100条に基づく調査特別委員会は、地方自治体の事務について調査事項に関係する者の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限を有する。

この調査の趣旨は、本調査特別委員会を設置することにより、倉嶋清次市長の就任後約1年間における工事入札に対して発せられた疑義を明らかにするとともに、今後において同様の疑義の再発を防止する方途を示すことである。

### 3. 調査の対象

本委員会が調査対象とした案件は、平成24年12月4日から平成25年11月30日までに入札公告された工事入札の中で、予定価格が1000万円以上のもののうち、以下の一覧表に示す22件である。

調査対象の工事入札一覧

	工 事 名	入 札 日	予定価格	落札価格	落札率	最低制限価格
1	笛吹市立石和第四保育所防水等改修工事	H24. 12. 04	41,800,000	32,300,000	77.27%	30,000,000
2	芦川交流施設整備工事	H24. 12. 18	52,000,000	38,000,000	73.08%	38,000,000
3	御坂浄水場土木・建築工事	H25. 02. 05	800,000,000	取り止め		
4	御坂浄水場築造工事 (土木)	H25. 03. 19	(設計額) 627,000,000	不調		
5	御坂浄水場築造工事 (建築)	H25. 03. 19	200,000,000	200,000,000	100.00%	150,000,000
6	御坂浄水場築造工事 (機械・電気設備)	H25. 03. 19	(設計額) 1,861,450,000	取り止め		
7	御坂配水場築造工事	H25. 03. 19	(設計額) 312,000,000	取り止め		
8	下水道関連配水管布 設工事(下平井1工 区)	H25. 03. 19	16,000,000	15,990,000	99.94%	12,000,000
9	石和中学校電気設備 移設工事	H25. 04. 16	63,300,000	58,000,000	91.63%	49,700,000
10	御坂浄水場築造工事 (土木)	H25. 05. 07	640,800,000	635,000,000	99.09%	490,850,000
11	本庁舎耐震改修電気 設備工事	H25. 05. 28	120,070,000	117,800,000	98.11%	90,770,000
12	本庁舎耐震改修建築 本体工事	H25. 05. 28	321,410,000	320,000,000	99.56%	243,620,000
13	本庁舎耐震改修機械 設備工事	H25. 05. 28	94,400,000	72,200,000	76.48%	72,120,000
14	笛吹市スコレーセン ターパリオ駐車場整 備工事	H25. 07. 23	47,940,000	46,500,000	97.00%	40,180,000
15	御坂浄水場築造工事 (機械設備)	H25. 07. 30	1,466,520,000	1,100,000,000	75.01%	1,100,000,000
16	御坂浄水場築造工事 (電気設備)	H25. 07. 30	319,550,000	315,000,000	98.58%	261,000,000

17	下野原配水場築造工事	H25. 07. 30	354, 100, 000	349, 800, 000	98. 79%	276, 000, 000
18	笛吹市立石和中学校給食棟建設工事（電気設備）	H25. 07. 30	54, 100, 000	53, 000, 000	97. 97%	44, 000, 000
19	笛吹市立石和中学校給食棟建設工事（機械設備）	H25. 07. 30	94, 560, 000	83, 600, 000	88. 41%	71, 000, 000
20	笛吹市立石和中学校給食棟建設工事（建築主体）	H25. 08. 02	168, 700, 000	166, 000, 000	98. 40%	129, 000, 000
21	下野原配水場築造工事（機械・電気設備）	H25. 09. 03	133, 300, 000	126, 000, 000	94. 52%	99, 000, 000
22	市道 1 - 1 3 号線（旧石和 1 3 号線）（仮称）砂原橋上部工架設工事	H25. 10. 15	122, 000, 000	121, 000, 000	99. 18%	93, 000, 000

（価格単位：円）

#### 4. 調査項目（疑義案件）

調査にあたっては、入札の不透明さに関わる疑義を明らかにするため、調査対象の案件について、次の項目に掲げる調査事項に分類して行った。

- （1）公告取り止め・入札不調及び再公告等の工事入札
- （2）高落札率での工事入札
- （3）最低制限価格での工事入札

## Ⅱ. 調査の経過等について

### 1. 委員会の開催状況

回数	年月日	議事内容
1	平成 25 年 11 月 25 日	①委員長の選任について ②副委員長の選任について
2	11 月 29 日	特別委員会における今後の対応及び検討について
3	12 月 12 日	調査の対象となる工事入札の選定について
4	12 月 27 日	入札執行の流れについての説明及び質疑
5	平成 26 年 1 月 14 日	御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する証人喚問の議決について (出頭を求める者/関係職員、証言を求める事項/御坂浄水場土木・建築工事入札)
6	1 月 23 日	御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する証人喚問 (職員)
7	2 月 6 日	証人喚問の議決について (出頭を求める者/建築設計コンサルタント、証言を求める事項/御坂浄水場・配水場建設設計業務)
8	2 月 6 日	証人喚問の議決について (出頭を求める者/前副市長、証言を求める事項/御坂浄水場 土木・建築工事について)
9	2 月 24 日	①御坂町浄水場・配水池建設に係わる設計業務委託に関する証人喚問 (設計業者) ②御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する証人喚問 (前副市長)
10	3 月 4 日	証人喚問の議決について (出頭を求める者/前市議会議員、証言を求める事項/御坂浄水場 土木・建築工事入札について)
11	3 月 27 日	御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する証人喚問 (前市議会議員)
12	4 月 18 日	御坂浄水場築造工事 (機械・電気設備) に関する聞き取り調査 (職員)
13	5 月 16 日	御坂配水場築造工事入札に関する聞き取り調査 (職員)
14	6 月 10 日	証人喚問の議決について (出頭を求める者/市長・前副市長、証言を求める事項/前副市長 御坂浄水場・配水場築造工事 機械電気設備、土木建築工事入札に関すること、証言における確認事項について・市長 御坂浄水場、配水場工事入札全般について)
15	7 月 8 日	①御坂浄水場築造工事 (機械電気設備) 入札、御坂配水場築造工事入札、御坂浄水場土木建築工事入札に関する証言における確認事項に関する証人喚問 (前副市長) ②御坂浄水場、配水場工事入札全般に関する証人喚問 (市長)
16	平成 27 年 3 月 6 日	①「工事入札調査特別委員会調査報告書」について ②その他

## 2. 準備会の開催状況

準備会では、委員会の円滑で効率的な運営を図るため、委員会における調査内容や進め方等についての協議を行い、また調査事項に関する予備的な知識を得るために担当職員に説明を求めた。開催日は次のとおりである。

(平成26年)

第1回 (1月7日)	第16回 (7月8日)
第2回 (1月9日)	第17回 (7月22日)
第3回 (1月28日)	第18回 (7月31日)
第4回 (1月30日)	第19回 (8月18日)
第5回 (2月6日)	第20回 (8月26日)
第6回 (2月21日)	第21回 (9月5日)
第7回 (2月24日)	第22回 (9月30日)
第8回 (3月4日)	第23回 (10月8日)
第9回 (4月4日)	第24回 (11月13日)
第10回 (4月11日)	第25回 (12月3日)
第11回 (4月24日)	(平成27年)
第12回 (5月2日)	第26回 (2月18日)
第13回 (5月28日)	第27回 (3月6日)
第14回 (6月3日)	
第15回 (6月10日)	

## 3. 委員長・副委員長による聞き取り調査等

- ・関係職員に対する「市長への匿名文書」の取り扱いの確認
- ・山梨県弁護士会への調査における対応の確認

## 4. 記録・資料の提出

- ・契約業者作成の工事費積算内訳書
- ・入札参加業者からの質問事項に対する回答書

## 5. 証言の拒否等

- |                |    |
|----------------|----|
| (1) 証人の出頭拒否    | なし |
| (2) 証言の拒否      | なし |
| (3) 記録・資料の提出拒否 | なし |

### Ⅲ. 調査結果

#### 1. 調査結果の概要

調査項目とした、①公告取り止め・入札不調・再公告等の工事入札 ②高落札率の工事入札 ③最低制限価格での工事入札 のいずれにおいても、不正行為あるいは重大な不適正行為と認められる事務は確認できなかった。

しかしながら、調査項目に係わる事案には、入札参加資格審査委員会のあり方の問題をはじめとして無視できない重大な問題点があった。入札における不透明さを払拭し、不適切あるいは不適切と思われるような事務の処理や対応を無くし、疑義を生じさせるような事案の再発を防止するためには、今後、十分な改善策を講じる必要がある。

次項以降で、実施された調査の内容、不正行為等の有無、問題点を示し、改善策を提示する。（以下、本文に登場する証人の氏名・役職は、調査対象事業が実施された当時のものである。）

#### 2. 実施された調査の内容

##### (1) 公告取り止め・入札不調・再公告等について

- 調査実施事業：
3. 御坂浄水場（土木・建築）
  4. 御坂浄水場（土木）
  5. 御坂浄水場（建築）
  6. 御坂浄水場（機械・電気設備）
  7. 御坂配水場
  10. 御坂浄水場（土木）
  15. 御坂浄水場（機械設備）
  16. 御坂浄水場（電気設備）
  17. 下野原配水場
  21. 下野原配水場（機械・電気設備）

※番号はⅠ－3の「調査対象の工事入札一覧」による。以下も同じ。

御坂浄水場及び配水場の建設に係わる工事入札では、度重なる公告取り止め・公告変更・入札不調、それらを受けての再公告が行われた。これらは極めて異例な事態であることから、集中的に証人喚問を行った。疑義を解明するうえで重要な証言となった主なものを以下列挙する。

- ① 「御坂浄水場土木・建築工事」の入札では、公告3日後に取り止めているが、倉嶋市長は、取り止めにした公告は工事入札に対する市長の基本的姿勢（競争性の確保・地元企業の育成・地域経済の振興）に沿っていなかったために取り止めとした旨の証言を行った。
- ② 久保田副市長は、①の取りやめに至る経過は、公告翌日に中村前市議会議員が分離発注して地元業者に仕事をさせてはどうかとの思いで副市長に電話し、正副市長ともに分割した方がよいとの考えに至り、関係職員と協議の結果、取り止めにして分離案の原案づくりの提案をしたと証言した。
- ③ ②の一括発注から分離発注に際しては、職員は、工事の品質を確保するという意味では分離することに心配や心外な点があったが、地元業者育成という考えに従い、県内業者が入札参加できるレベルに変更したと証言した。
- ④ 「御坂浄水場機械・電気設備工事」の入札で公告後に市長の指示によりOEM協定を削除する公告変更を行った件で、市長はOEM協定を条件とした当初公告では製造業者が入札に参加できず競争性を確保できないため、と証言した。

また3月14日から15日の間に市長の自宅に届けられた「市長への匿名文書」について、市長及び職員は匿名文書には事実と反する部分が多かったが、当時の公告の条件では2社しか参加資格がないという指摘は事実であったと証言した。市長は入札参加資格の新たな情報の真偽を確認したうえで公告を取り止め、競争性を高めるために参加資格を変更し、再公告を行ったと証言した。
- ⑤ 「御坂配水場本体工事」の入札では、公告2日後に取り止めたが、その後の変更点は、地域要件の「笛吹市に本社、本店があること」をはずして「県内に本社、本店又は営業所等があること」とし、発注形態をJVに変更するというものであった。この点に関して市長は笛吹市建設工事共同企業体取扱要綱で3億円以上についてはJVで行うとされており、法令、規則に基づいて変更したと証言した。
- ⑥ ⑤について、職員は、設計金額のほとんどがステンレスタンクという特殊なものでJVにするメリットはなく、メーカーへの直接発注も進言した。また、職員は市内やJVということは考えていなかったが、正副市長は市内業者・JVで建設をという意向だったと証言した。

- ⑦ 御坂浄水場・配水場に関して、設計業者は、大きな施設かつ補助事業、工期が限られているということで、できるだけ実績のある大きな建設業者がよいのではないかと考え担当課にも伝えたと証言した。また、市担当者からOEM締結メーカー及び業者の問い合わせがあり、最初の公告以前に調べてリストを作成し提出したと証言した。
- ⑧ 分割して再公告した「御坂浄水場築造工事（土木）」の1回目の入札は不調となったが、職員は、入札後の協議の際、当該職員では駄目で副市長と協議をとなり、数日後に協議が整わなかったと伺ったので不調とした、と証言したが、その件について副市長は一切記憶がないと証言した。
- ⑨ 市長の就任後しばらくは、入札の予定価格、最低制限価格の調整及び作成にあたり、副市長、総務部長、管財課長の同席の下に行われていた。市長は、価格を記入する作業の中で、これを知り得る立場にあったと言われればそうかもしれないが、そのような状態はおかしいということで、その後4月からは同席することは全くやめにして、自分一人で行っていると証言した。

## （2）高落札率の工事入札について

- 調査実施事業：10. 御坂浄水場（土木）
- 11. 本庁舎耐震改修電気設備
  - 12. 本庁舎耐震改修建築本体
  - 16. 御坂浄水場（電気設備）
  - 17. 下野原配水場
  - 21. 下野原配水場（機械・電気設備）

調査対象とした工事入札22件のうち、実際に入札が実施されたのは18件である。

そのうち11件が95%以上の高落札率という結果であり、半数以上であることから「頻発している」と言える。

通常であれば、談合等の不正を疑ってもおかしくない状況にあると言えるが、東日本大震災以降、資材や労務単価の高騰等によって全国的にも高落札率での落札および入札不調が増加しており、高落札率という結果と談合とをただちに結びつけることは相当でないと判断した。

このような背景において、市の事務における不正の有無について、業者に対する実質的な調査権限を持たない本調査特別委員会は、高落札率の工事入

札を当初は調査対象に設定したが、具体的な調査は実施を見送った。

### (3) 最低制限価格での工事入札について

調査実施事業：13. 本庁舎耐震改修機械設備

15. 御坂浄水場（機械設備）

調査対象の工事入札で実際に入札が実施された18件のうち、最低制限価格（それに近い価格も含む）で落札された件数は3件である。

そのうちの「御坂浄水場機械・電気設備工事」と「本庁舎耐震改修機械設備工事」の2件に関して、市の実施設計書の見積額（設計価格）と契約業者の工事費積算内訳書の見積額を突き合わせて調査を行った。

次項4－（3）で示すように疑問点は認められたが、市の事務の不正の有無について、業者に対して実際的な調査を行う権限を持たない本調査特別委員会では、このように疑問点を挙げるに止めた。

## 3. 不正等の有無に関する調査結果

本調査で市の事務に関して不正行為または重大な不適切行為と認められる事務は確認されなかった。

御坂浄水場及び配水場の建設に係わる工事入札の度重なる公告取り止め・公告変更は異常であった。その主な原因は、①市長就任、副市長就任直後という事情、国庫補助を受けるうえで期限が限られていたという事情もあるが、事前に公告の内容を十分に把握していなかったこと、②市長の工事入札に対する基本的姿勢（法令・規則遵守、競争性の確保、地元企業の育成・地域経済の振興）が、職員に十分共有されていなかったこと、③入札に関する各種委員会で十分な検討が行われず形骸化していたこと、である。

高落札率の工事入札の頻発については、労務単価等の高騰の下で一概に談合等不正入札を疑うことができない状況であった。

最低制限価格での工事入札については、何らかの方法で最低制限価格をつかみ、それに合わせて個々の見積りは調整しているのではないかとの疑問を禁じ得ない。市の事務において情報漏えいなどの不正は確認されなかったため、市の事務の調査を目的とする本調査委員会は業者に対する実際的な調査を行うことはできなかった。なお、現在の規定とチェック体制では予定価格と最低制限価格の範囲であれば、疑問があっても何らチェックできないことが明らかになった。

#### 4. 調査項目に関わる問題点

##### (1) 公告取り止め・入札不調・再公告等について

- ① 多くの工事入札において、計画・起案から入札までの事務、及び工事の着工から完成までに要する時間が、十分確保されていない、あるいは時間配分の調整が十分なされていなかった。
- ② そのため、「入札参加資格審査委員会」において時間を節約するために、持ち回りで行う方法（稟議）が従来から行われており、その場合には、委員の協議による実質的な審査は行いえなかった。
- ③ 通常の「入札参加資格審査委員会」が開催されていた場合でも、その後、公告取り止めや公告内容の変更が行われたケースもあり、実質的な協議・審査が行われていたかは、疑問の生じる余地があった。
- ④ 「御坂浄水場築造工事（土木）」の入札不調時の対応では、協議の有無について証言の食い違いがあり、通常とは異なる対応についての明確なルールもなかった。
- ⑤ 「御坂浄水場土木・建築工事」の入札では、前市議会議員の助言によって公告3日後に取り止めているが、前市議会議員の証言による入札公告情報の入手経路には事実と異なる点があり、また工事入札に対する市長の基本的姿勢（競争性の確保・地元企業の育成・地域経済の振興）が、職員に十分共有されていなかった。
- ⑥ 「御坂浄水場機械・電気設備工事」の入札では、公告後に市長の指示によりOEM協定を削除する公告変更を行った後、3月14日から15日の間に市長の自宅に届けられた「市長への匿名文書」によって公告を取り止めた。
- ⑦ 「市長への匿名文書」については、「御坂浄水場機械・電気設備工事」の入札公告の取り止めの契機となったことは証人が一様に認めるところであり、このような重要な文書を、保存等についての検討もないまま破棄してしまった。
- ⑧ 「御坂配水場本体工事」の入札では、公告2日後に取り止めたが、その理

由は、地域要件を「笛吹市に本社、本店があること」から「県内に本社、本店、又は営業所等があること」に拡大し、発注形態をJVに変更するというもので、競争性の確保や地域経済の振興といった市長の基本姿勢とは異なる結果となった。

- ⑨ 事後審査型一般競争入札でありながら、事後審査が十分なされていなかった。

## (2) 高落札率の工事入札について

Ⅲ－２－（２）で述べた理由により、具体的な調査は実施していないため、問題点の指摘は省く。

## (3) 最低制限価格での工事入札について

- ① 設計価格の見積りと業者の見積りの間に、納入する製品や部材によっては2～3倍程度の開きのあるケースがあり、設定価格の設定に市場取引の実態と乖離する部分がみられた。
- ② 重要な部材について、設計価格の数％という業者見積額がいくつもあり、まともな見積りに基づいた入札か疑わしい。
- ③ 労務費に関して、設計価格に対して業者の見積りは約4分の1というケースもあり、その差額は実に2000万円以上にもなり、このような見積りで果たして同一の作業ができるのか疑問である。
- ④ このような実態をみると、何らかの方法で最低制限価格をつかみ、それに合わせて個々の見積りを調整しているのではないかとの疑問を禁じ得ない。

## 5. 各問題点に対する委員の意見等

### (1) 公告取り止め・入札不調・再公告等について

- ① 「入札参加資格審査委員会」において、十分な検討が行われるような業務の執行と運営が必要であり、持ち回り開催は原則として行うべきではない。
- ② 工事入札における市の方針を明確にするとともに、庁内での共有が図られ

ていれば、公告取り止めという事態を何度も生じさせることはなかった。

- ③ 公告の変更や取り止めは、柔軟な対応という評価もできるが、入札内容の十分な理解や把握がなされていなかったということもできる。
- ④ 「市長への匿名文書」は、公文書という判断をしなかったとしても、「御坂浄水場機械・電気設備工事」の公告取り止めの要因となったものであり、破棄したことは軽率であった。

## (2) 高落札率の工事入札について

- ① 高落札率で落札されるという結果は、ただちに談合等の不正を疑うものではなく、資材や労務単価の高騰等が影響していることも考えられるが、合理的かつ効率的な発注を行うことと、入札の不透明さを解消することが両立されなければならない。
- ② 予定価格の設定根拠となる積算の精度を高めること、業者に見積りを依頼する場合にも発注者側の価格調査や情報収集等を十分行う必要がある。

## (3) 最低制限価格での工事入札について

- ① 何らかの方法で最低制限価格をつかみえたと考えてもおかしくないので、どのような方法によってそれが可能となるか究明し、不正防止をはかる必要がある。
- ② 高落札率の入札と同様に、予定価格の設定根拠となる積算の精度を高めること、業者に見積りを依頼する場合にも発注者側の価格調査や情報収集等を十分行う必要がある。

#### IV. 調査事項に対する改善策

前章で指摘した「調査項目に関わる問題点」をふまえ、今後の工事入札が、「透明性の確保」「公正な競争の促進」「不正行為の排除」そして「適正な工事施工の確保」をより一層高いレベルで実現できるように、以下のとおり改善策を提案する。

##### (1) 入札参加資格審査委員会に関すること

- ① 「入札参加資格審査委員会」を開催するための時間を確実に確保すること。
- ② 「入札参加資格審査委員会」を持ち回りで行うこと（稟議）は、原則禁止すること。
- ③ 「入札参加資格審査委員会」の開催前に、当該工事入札に関する情報を十分入手することによって、遺漏のない審査をすること。
- ④ 「入札参加資格審査委員会」では、審査内容や協議事項、また委員の意見等について記録を取り、会議録を作成して保管すること。

##### (2) 新たなルールづくりに関すること

- ① 公告の取り止め・再公告・入札不調への事務的対応については、その手続きをルール化して、関係者の間で齟齬がないようにするとともに、事務の迅速化に努めること。
- ② 工事の性格や規模によって工事入札を分類し、市長の入札に対する基本的姿勢をふまえ、それぞれについて「入札参加資格基準」を明確に設定し、審査委員の予めの合意了解事項とすること。
- ③ 工事入札に対する外部からの働きかけ・入札妨害・談合情報については、口頭文面を問わず、いつでも説明責任を果たせるようにできるだけ綿密な記録を取り残すこと。また、文書等は基本的に保存するものとし、告発等に類する文書等はすべて保存すること。

##### (3) 組織の設置に関すること

- ① 入札事務に関しては、定期的に内部で検証・評価を行って改善を図ること。  
また、内部改善には一定の限界があるので、第三者機関として「入札適正化委員会」等の設置を図ること。
- ② 入札を取り止めにしなければならないような重大な情報に関しては、「公正入札委員会」等を活用し、適切迅速に対応すること。
- ③ 高落札率での落札及び最低制限価格での落札における、不正な行為を防止するために、「入札監視委員会（仮称）」を設置するなどして、対応を講じること。

#### (4) その他に関すること

- ① 事後審査型一般競争入札においては、事後審査を的確に実施すること。
- ② 高落札率での落札及び最低制限価格での落札にまつわる不正行為を、入札方法で防止するには、今後は「総合評価型入札方式」の活用も再度検討し、単に価格だけでない評価要素を評価基準として加えていくなどの対応を行うこと。
- ③ 以上の改善策を実際に進めて行くためには、それ相当の事務量が増えることが考えられるが、そのために必要な担当職員の増員等の措置を図ることも検討するべきである。

## V. その他

### (1) 本調査特別委員会の反省点

まず、反省点として挙げなければならないのは、調査があまりにも長期にわたってしまったということである。着手してから1年4ヶ月を要している。

調査対象の工事入札が22件と多いうえに、調査項目も3項目設けるなど、当初から全体として調査量が大きかったことがその主な原因とみることができる。このことに関して、「工事入札調査特別委員会」設置を議決する時点で調査の実施可能性も含め、何を明らかにするための調査であるかをもっと明確に限定し、調査対象・調査事項を絞り込んでおく必要があったのではないか。

調査中終始、この調査で何を明らかにすべきかという点で、委員の中での意見の食い違いが起こり、なかなか共通認識を持つことが難しく、そのため多くの時間を浪費したことは否めない。また、そういう中で、調査の方法や「市長への匿名文書」の取扱いなどについて、一部の委員の意見を押し切って不満の残るような形で、多数決で議事を進めるような場面もあった。委員全員の同意・合意の中で進めることを原則としていただけに禍根を残すことになった。

また、調査が長引いた原因として、不慣れから来るものもあった。初めから準備会や聞き取り調査等の補助手段を有効に活用していれば、もっとスムーズに調査の展開を図れたのではないか。この点では、初めの段階で「100条委員会」の運営全体について、その事務的・技術的方法を含め学習し認識を共通にしておく必要があった。

### (2) 調査経費（議会費）

35,550円

#### 【内訳】

- ・証人に対する費用弁償（14,400円）
- ・弁護士費用（21,150円）

### (3) 添付資料

- ・工事入札調査特別委員会会議録
- ・平成25年第2回臨時会会議録（抜粋）
- ・同臨時会における議決内容の資料
- ・証人出頭要求書
- ・記録提出要求書

- ・説明員の委員会出席要求書
- ・工事入札調査にかかる調査の協力依頼文（企業宛）
- ・アドバイザー推薦依頼文（山梨県弁護士会長宛）
- ・工事入札調査特別委員会次第（各回）

## 添付資料

- ・ 工事入札調査特別委員会会議録 . . . . . (別添)
- ・ 平成25年第2回臨時会会議録 (抜粋) . . . . . 1 P～
- ・ 同臨時会における議決内容の資料 . . . . . 5 P～
- ・ 証人出頭要求書 . . . . . 7 P～
- ・ 記録提出要求書 . . . . . 34 P～
- ・ 説明員の委員会出席要求書 . . . . . 56 P～
- ・ 工事入札調査にかかる調査の協力依頼文 (企業宛) . . . 62 P～
- ・ アドバイザー推薦依頼文 (山梨県弁護士会長宛) . . . 64 P～
- ・ 工事入札調査特別委員会次第 (各回) . . . . . 66 P～

平成25年 笛吹市議会第2回臨時会会議録（抜粋）

平成25年11月25日 開会

平成25年11月25日 閉会

期 日 平成25年11月25日 午前11時

場 所 笛吹市役所議場

平成25年笛吹市議会第2回臨時会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ並びに提出議案要旨説明

日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 発議第5号 事務調査に関する決議案について

2. 出席議員（21名）

1番 神澤敏美 2番・神宮司正人・ 3番 荻野謙一・4番 古屋始芳・5番 岩沢正敏  
6番 梶原 清・7番 保坂利定・8番 中村正彦・9番 海野利比古・10番 野澤今朝幸  
11番 北嶋恒男・12番 志村直毅・13番 中川秀哉・14番 川村恵子・15番 渡辺清美  
16番 亀山和子・17番 上野 稔・18番 渡辺正秀・19番 大久保俊雄・20番 小 林 始  
21番 前島敏彦

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員 17番 上野 稔・ 18番 渡辺正秀

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（5名）

市長 倉嶋清次・ 総務部長 荻原明人・ 経営政策部長 芦澤 栄・ 総務課長 雨宮寿男  
財政課長 成島敦志

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長 鈴木幸弘・ 議会書記 西海好治・ 議会書記 矢野 洋

開会 午前11時00分

(日程第1～日程第4 省略)

○議長 (前島敏彦君)

次に日程第5 発議第5号を議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。  
北嶋恒男君。

○11番議員 (北嶋恒男君)

それでは、提案理由を申し上げます。

これまで倉嶋市長のもとで執行された大規模な工事に関わる入札に対し、平成25年笛吹市議会第3回定例会で、その不透明さについて多くの疑義が出された。代表質問、一般質問、そして総務常任委員会において取り上げられる中、工事入札は多くの市民の注目するところとなった。

しかしながら、入札執行に対する執行部の説明は、市民の納得するような十分な答弁が得られたとは言えない。何より今回のような入札の不透明さに関わる疑義に対し、議会の権能を十分発揮する中で、事実を明らかにしていくことが必要である。

よって、今回の入札の不透明さに関わる疑義に対し、市民の納得のいく説明を得るには議会は地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設け、関係者の出頭および証言、ならびに記録の提出の請求ができる権限を有する必要がある。

これが本決議案を提出する理由である。 以上。

○議長 (前島敏彦君)

北嶋議員に申し上げます。

提出者ならびに賛同者の皆さま方のご報告をいただきたいと思います。

○11番議員 (北嶋恒男君)

失礼いたしました。

笛吹市議会議長 前島敏彦 殿

提出者 笛吹市議会議員 北嶋恒男

〃 〃 上野 稔

〃 〃 小林 始

〃 〃 中川秀哉

〃 〃 渡辺正秀

事務調査に関する決議案について

上記決議案を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

○議長 (前島敏彦君)

説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員

会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第5号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、発議第5号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

ありがとうございました。

ただいま設置されました工事入札調査特別委員会の委員の選任については、笛吹市議会委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名することとされておりますので、議長において指名いたします。

工事入札調査特別委員会委員に志村直毅君、北嶋恒男君、海野利比古君、神宮司正人君、上野稔君、小林始君、中川秀哉君、渡辺正秀君、野澤今朝幸君、以上の9名を指名いたします。

ただいま選任いたしました調査特別委員会委員は、休憩中に正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

第3会議室のほうへ、特別委員会委員の皆さま方にはお集まりいただきたいと思っております。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時40分

○議長 (前島敏彦君)

再開いたします。

休憩中、工事入札調査特別委員会において正副委員長の互選が行われました。

事務局長より報告をさせます。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長 (鈴木幸弘君)

それでは、報告を申し上げます。

工事入札調査特別委員会委員長に野澤今朝幸議員、副委員長に上野稔議員。

以上でございます。

○議長 (前島敏彦君)

工事入札調査特別委員会の正副委員長につきましては、ただいまの報告のとおり

りであります。

ただいま選任されました特別委員会の皆さま方におかれましては、12月定例議会を踏まえ多忙な折ではございますが、二元代表制の一翼を担う議会の先任者として公平・公正であるべき議会の立場を順守し、市民の目線に立った納得のいく調査を行っていただきたいと思っております。

なお、執行部の皆さま方におかれましては新年度予算の組み立て等々、多忙な中ではございますが委員会の趣旨に基づき資料の提供、証言等、真摯にご協力をいただけますことを切望いたします。

以上で、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたします。

以上をもちまして、平成25年笛吹市議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前11時43分

平成25年11月25日 提出

笛吹市議会議長 前島敏彦 殿

提出者	笛吹市議会議員	北嶋恒男
同	同	上野稔
同	同	小林始
同	同	中川秀哉
同	同	渡辺正秀

事務調査に関する決議案について

上記決議案を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、提出します。

## 工事入札の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり工事入札の事務に関する調査を行うものとする。

### 記

#### 1. 調査事項

工事入札に関する事項

#### 2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び笛吹市議会委員会条例第6条の規定により委員9名で構成する工事入札調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

#### 3. 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を工事入札調査特別委員会に委任する。

#### 4. 調査期限

工事入札調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

#### 5. 調査経費

本調査に要する経費は、50万円以内とする。

### 提案理由

これまで倉嶋市長のもとで執行された大規模な工事に係わる入札に対し、平成25年笛吹市議会第3回定例会で、その不透明さについて多くの疑義が出された。

代表質問、一般質問そして総務常任委員会において取り上げられるなか、工事入札は多くの市民の注目するところとなった。

しかしながら、入札執行に対する執行部の説明は、市民の納得するような十分な答弁は得られたとは言えない。

何より、今回のような入札の不透明さに係わる疑義に対し、議会の権能を十分発揮する中で、事実を明らかにしていくことが必要である。

よって、今回の入札の不透明さに係わる疑義に対し、市民の納得のいく説明を得るには、議会は地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設け、関係者の出頭及び証言並びに記録の提出の請求ができる権限を有する必要がある。

これが本決議案を提出する理由である。

平成26年1月14日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 証人出頭要求書

本委員会は、工事入札の調査のため、下記のとおり証人の出頭を求めることになったので要求します。

### 記

1. 出頭を求める者の氏名 別紙のとおり
2. 事 件 工事入札に関する件
3. 証言を求める事項 御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する事項
4. 出頭すべき日時及び場所 平成26年1月23日 午後1時30分  
笛吹市役所八代庁舎 2階第2会議室

(別紙)

出頭を求める者の氏名

No.	氏名	住所	現所属	備考
1	山下 真弥	省略	保健福祉部	
2	雨宮 茂貴	省略	総務部管財課	
3	菊島 正博	省略	市民環境部 国民健康保険課	
4	松岡 利明	省略	公営企業部	
5	有賀 滋一	省略	公営企業部水道課	
6	志村 一仁	省略	建設部管理総務課	
7	小菅 秀樹	省略	公営企業部水道課	
8	芦澤 栄	省略	経営政策部	

笛 議 第 1 - 5 号  
平成 26 年 1 月 14 日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

### 証人出頭請求書について

本議会において審議中の事件の調査のため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、下記のとおり、証人として笛吹市役所職員の出頭を求めることになりました。

つきましては、当該職員の出頭につきましてご配慮をお願いいたします。

#### 記

1. 事 件 工事入札に関する件
2. 証言を求める事項 御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する事項
3. 出頭を求める者の氏名 別紙のとおり
4. 出頭すべき日時及び場所 平成 26 年 1 月 23 日 午後 1 時 30 分  
笛吹市役所八代庁舎 2 階第 2 会議室

















平成26年1月31日

株式会社 日本水道設計社 甲府営業所  
所長 嘉仁 信雄 様

笛吹市工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

工事入札調査にかかる協力について（依頼）

貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、笛吹市議会では、工事入札の不透明さにかかわる疑義に対し、市民の納得する説明を得るべく、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置し調査を行っているところであります。

つきましては、貴社受注の下記事業について調査を行いたいと存じますので、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、調査にあたり地方自治法第100条第1項の規定により、証人の出頭を求めることとなりますが、合わせてご協力をお願い申し上げます。

記

契約番号 拡委御第23-1号  
事業名 笛吹市上水道事業  
件名 御坂町浄水場・配水池建設実施設計業務委託（繰越）

※お手数ですが、**2月5日（水）**までに別紙様式により証人としてご協力をいただける方をご報告ください。

※工事入札調査特別委員会の開催日程については、後日改めて連絡させていただきます。

【お問い合わせ・連絡先】

〒406 - 8555 笛吹市八代町南 917

笛吹市役所八代庁舎内 笛吹市議会事務局（鈴木・西海）

TEL : 055 - 265 - 2112 / FAX : 055 - 265 - 1101

E-mail : gikai-jimu@city.fuefuki.lg.jp

笛吹市議会工事入札特別委員会 協力者名簿

ふりがな 氏 名	住 所	生年月日

※地方自治法第 100 条に基づく調査による証人喚問は、民事訴訟法の訊問に関する規定が準用されるため、証人としてご協力いただける方の氏名、住所、生年月日のご記入をお願いいたします。

「参考資料」

○質問事項

大項目：「御坂町浄水場・配水池建設実施設計業務委託（繰越）」の落札業者として、本事業（※）への関与について

※浄水場土木・建築一括公告（取りやめ）～分割（再公告）、同機械・電気公告（取りやめ）～分割（再公告）、配水場公告（取りやめ）～再公告

中項目：（1）実施設計業者として、本事業に関する指示事項等の確認（設計者として工事施工業者をに関する市への助言など）

（2）一括公告取りやめ・分割に関連し、事業かその他からの相談、連絡、訪問などの有無（あれば内容）

（3）機械・電気設備について、要件等の変更に関連して、事業化その他から相談、連絡、訪問などの有無（あれば内容）

小項目：御坂浄水場土木・建築工事

御坂浄水場築造工事（土木・1回目～2回目）

御坂浄水場築造工事（機械・電気）

御坂浄水場築造工事（機械設備）

御坂浄水場築造工事（電気設備）

平成26年2月6日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 証人出頭要求書

本委員会は、工事入札の調査のため、下記のとおり証人の出頭を求めることになったので要求します。

### 記

1. 出頭を求める者の氏名 別紙のとおり
2. 事 件 工事入札に関する件
3. 証言を求める事項 御坂町浄水場・配水池建設に係わる設計業務委託に関する事項
4. 出頭すべき日時及び場所 平成26年2月24日 午後1時30分  
笛吹市役所八代庁舎 2階第2会議室

(別紙)

工事入札の調査に伴う証人出頭請求者名簿

No.	氏 名	住 所	所 属	備 考
1	こまい しょうじ 駒井 祥司	省略	(株)日本水道設計社 甲府営業所所長代理	
2	おがさわら くにお 小笠原 邦夫	省略	(株)日本水道設計社 技術 1 部部長	

笛 議 第 2 - 7 号  
平成 26 年 2 月 7 日

株式会社 日本水道設計社 甲府営業所  
所 長 嘉仁 信雄 殿

山梨県笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 証人出頭請求書について

本議会において審議中の事件の調査のため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、下記のとおり、証人として貴社関係者の出頭を求めることになりました。

つきましては、当該関係者の出頭につきましてご配慮をお願いいたします。

### 記

1. 事 件 工事入札に関する件
2. 証言を求める事項 御坂町浄水場・配水池建設に係わる設計業務委託に関する事項
3. 出頭を求める者の氏名 別紙のとおり
4. 出頭すべき日時及び場所 平成 26 年 2 月 24 日 午後 1 時 30 分  
笛吹市役所八代庁舎 2 階第 2 会議室  
(山梨県笛吹市八代町南 917)

笛 議 第 2 - 8 号  
平成 26 年 2 月 7 日

駒井 祥司 殿

山梨県笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 証人出頭請求書

本議会において審議中の事件の調査のため、下記により貴殿を証人として出頭を求めることになったから、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により出頭されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せず又は証言を拒む場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により 6 箇月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処せられることがありますので念のため申し添えます。

### 記

1. 事 件 工事入札に関する件
2. 証言を求める事項 御坂町浄水場・配水池建設に係わる設計業務委託に関する事項
3. 出頭すべき日時及び場所 平成 26 年 2 月 24 日 午後 1 時 30 分  
笛吹市役所八代庁舎 2 階第 2 会議室  
(山梨県笛吹市八代町南 917)

※証言を求めるにあたり、宣誓書に署名・押印をいただきますので印鑑をご持参ください。

笛 議 第 2 - 8 号  
平成 26 年 2 月 7 日

小笠原 邦夫 殿

山梨県笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 証人出頭請求書

本議会において審議中の事件の調査のため、下記により貴殿を証人として出頭を求めることになったから、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により出頭されるよう請求します。

なお、正当の理由がなく出頭せず又は証言を拒む場合は、地方自治法第 100 条第 3 項の規定により 6 箇月以下の禁錮又は 10 万円以下の罰金に処せられることがありますので念のため申し添えます。

### 記

1. 事 件 工事入札に関する件
2. 証言を求める事項 御坂町浄水場・配水池建設に係わる設計業務委託に関する事項
3. 出頭すべき日時及び場所 平成 26 年 2 月 24 日 午後 1 時 30 分  
笛吹市役所八代庁舎 2 階第 2 会議室  
(山梨県笛吹市八代町南 917)

※証言を求めるにあたり、宣誓書に署名・押印をいただきますので印鑑をご持参ください。

平成26年2月7日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 証人出頭要求書

本委員会は、工事入札の調査のため、下記のとおり証人の出頭を求めることになったので要求します。

### 記

1. 出頭を求める者の氏名 くぼた かつみ 久保田 克己 (住所省略)
2. 事 件 工事入札に関する件
3. 証言を求める事項 御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する事項
4. 出頭すべき日時及び場所 平成26年2月24日 午後4時  
笛吹市役所八代庁舎 2階第2会議室



平成26年3月12日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 証人出頭要求書

本委員会は、工事入札の調査のため、下記のとおり証人の出頭を求めることになったので要求します。

### 記

1. 出頭を求める者の氏名 中村 善次 (住所省略)
2. 事 件 工事入札に関する件
3. 証言を求める事項 御坂浄水場 土木・建築工事入札に関する事項
4. 出頭すべき日時及び場所 平成26年3月27日 午後1時  
笛吹市役所八代庁舎 2階第2会議室



平成26年6月16日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 証人出頭要求書

本委員会は、工事入札の調査のため、下記のとおり証人の出頭を求めることになったので要求します。

### 記

1. 出頭を求める者の氏名 くぼた かつみ 久保田 克己 (住所省略)
2. 事 件 工事入札に関する件
3. 証言を求める事項
  - ①御坂浄水場築造工事（機械電気設備）入札に関する事項
  - ②御坂配水場築造工事入札に関する事項
  - ③御坂浄水場土木建築工事入札に関する証言における確認事項
4. 出頭すべき日時及び場所 平成26年7月8日 午後2時  
笛吹市役所八代庁舎 2階会議室



平成26年6月16日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 証人出頭要求書

本委員会は、工事入札の調査のため、下記のとおり証人の出頭を求めることになったので要求します。

### 記

1. 出頭を求める者の氏名 くらしま せいじ 倉嶋 清次 (住所省略)
2. 事 件 工事入札に関する件
3. 証言を求める事項 御坂浄水場、配水場工事入札全般に関する事項
4. 出頭すべき日時及び場所 平成26年7月8日 午後3時30分  
笛吹市役所八代庁舎 2階会議室



平成25年12月2日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 記録提出要求書

本委員会は、11月29日、工事入札に関する事項の調査のため、下記のとおり記録の提出を求めることになったので要求します。

### 記

1. 記録の提出を求める者の氏名、住所  
氏名 笛吹市長 倉嶋清次  
住所 笛吹市石和町市部777
2. 事件  
工事入札調査
3. 提出を求める記録  
別紙のとおり
4. 提出期限  
平成25年12月6日

(別 紙)

## 提出を求める記録

- ・ 入札公告された工事の内、次の①及び②に該当する工事に関して、③の項目についての記録。

### ①期間

平成24年12月4日～平成25年11月30日まで

### ②対象

予定価格1,000万円以上の工事全て

### ③項目

1. 工事名
2. 入札日
3. 設計価格
4. 予定価格（事前事後公表）
5. 落札価格・落札率
6. 最低制限価格
7. 入札方法
8. 応札社数（JV含む）
9. 入札資格
10. 最低入札参加数
11. 入札結果及び経過（1回・2回・取りやめ等）
12. 公告変更の有無
13. 入札公告の写し

以上

笛議発第 12-1 号  
平成25年12月2日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 記録提出要求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう要求します。

### 記

1. 事件  
    工事入札調査
2. 提出を求める記録  
    別紙のとおり
3. 提出期限  
    平成25年12月6日

(別 紙)

## 提出を求める記録

- ・ 入札公告された工事の内、次の①及び②に該当する工事に関して、③の項目についての記録。

### ①期間

平成24年12月4日～平成25年11月30日まで

### ②対象

予定価格1,000万円以上の工事全て

### ③項目

1. 工事名
2. 入札日
3. 設計価格
4. 予定価格（事前事後公表）
5. 落札価格・落札率
6. 最低制限価格
7. 入札方法
8. 応札社数（JV含む）
9. 入札資格
10. 最低入札参加数
11. 入札結果及び経過（1回・2回・取りやめ等）
12. 公告変更の有無
13. 入札公告の写し

以上

平成26年1月7日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 記録提出要求書

本委員会は、1月7日、工事入札に関する事項の調査のため、下記のとおり記録の提出を求めることになったので要求します。

### 記

1. 記録の提出を求める者の氏名、住所  
氏名 笛吹市長 倉嶋清次  
住所 笛吹市石和町市部777
2. 事件  
工事入札調査
3. 提出を求める記録  
別紙のとおり
4. 提出期限  
平成26年1月9日

(別 紙)

## 提出を求める記録

・下記の工事について、契約に至るまでの一連の記録。(契約に至らなかった場合は、取りやめ等が決定するまでの記録)

①御坂浄水場土木・建築工事・(入札日 平成 25 年 2 月 5 日)

②御坂浄水場築造工事 (土木)・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

③御坂浄水場築造工事 (建築)・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

④御坂浄水場築造工事 (土木)・(入札日 平成 25 年 5 月 7 日)

以上

笛議発第 1-4 号  
平成26年1月7日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 記録提出要求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう要求します。

### 記

1. 事件  
    工事入札調査
2. 提出を求める記録  
    別紙のとおり
3. 提出期限  
    平成26年1月9日

(別 紙)

## 提出を求める記録

・下記の工事について、契約に至るまでの一連の記録。(契約に至らなかった場合は、取りやめ等が決定するまでの記録)

①御坂浄水場土木・建築工事・(入札日 平成 25 年 2 月 5 日)

②御坂浄水場築造工事 (土木)・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

③御坂浄水場築造工事 (建築)・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

④御坂浄水場築造工事 (土木)・(入札日 平成 25 年 5 月 7 日)

以上

平成26年1月30日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 記録提出要求書

本委員会は、1月30日、工事入札に関する事項の調査のため、下記のとおり記録の提出を求めることになったので要求します。

### 記

1. 記録の提出を求める者の氏名、住所  
氏名 笛吹市長 倉嶋清次  
住所 笛吹市石和町市部777
2. 事件  
工事入札調査
3. 提出を求める記録  
別紙のとおり
4. 提出期限  
平成26年2月5日

(別 紙)

## 提出を求める記録

・下記の工事について、契約に至るまでの一連の記録。(契約に至らなかった場合は、取りやめ等が決定するまでの記録)

①御坂浄水場築造工事 (機械・電気設備)・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

②御坂配水場築造工事・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

③御坂浄水場築造工事 (機械設備)・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

④御坂浄水場築造工事 (電気設備)・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

⑤下野原配水場築造工事・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

⑥下野原配水場築造工事 (機械・電気設備)・(入札日 平成 25 年 9 月 3 日)

以上

笛議発第 1-15 号  
平成26年1月30日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 記録提出要求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう要求します。

### 記

1. 事件  
    工事入札調査
2. 提出を求める記録  
    別紙のとおり
3. 提出期限  
    平成26年2月5日

(別 紙)

## 提出を求める記録

・下記の工事について、契約に至るまでの一連の記録。(契約に至らなかった場合は、取りやめ等が決定するまでの記録)

①御坂浄水場築造工事 (機械・電気設備)・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

②御坂配水場築造工事・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

③御坂浄水場築造工事 (機械設備)・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

④御坂浄水場築造工事 (電気設備)・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

⑤下野原配水場築造工事・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

⑥下野原配水場築造工事 (機械・電気設備)・(入札日 平成 25 年 9 月 3 日)

以上

平成26年2月6日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 記録提出要求書

本委員会は、2月6日、工事入札に関する事項の調査のため、下記のとおり記録の提出を求めることになったので要求します。

### 記

1. 記録の提出を求める者の氏名、住所  
氏名 笛吹市長 倉嶋清次  
住所 笛吹市石和町市部777
2. 事件  
工事入札調査
3. 提出を求める記録  
「御坂町浄水場、配水池建設に関する市長への匿名文書」
4. 提出期限  
平成26年2月14日

※当該記録について提出ができない場合は、その理由及び記録の取り扱い経過について、文書にてご回答願います。

笛議発第 2-6 号  
平成 26 年 2 月 7 日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 記録提出要求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により提出されるよう要求します。

### 記

1. 事件

工事入札調査

2. 提出を求める記録

「御坂町浄水場、配水池建設に関する市長への匿名文書」

3. 提出期限

平成 26 年 2 月 14 日

※当該記録について提出ができない場合は、その理由及び記録の取り扱い経過について、文書にてご回答願います。

平成26年4月11日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 記録提出要求書

本委員会は、4月11日、工事入札に関する事項の調査のため、下記のとおり記録の提出を求めることになったので要求します。

### 記

1. 記録の提出を求める者の氏名、住所  
氏名 笛吹市長 倉嶋清次  
住所 笛吹市石和町市部777
2. 事件  
工事入札調査
3. 提出を求める記録  
別紙のとおり
4. 提出期限  
平成26年4月16日

(別 紙)

## 提出を求める記録

・下記の工事について、契約に至るまでの一連の記録。(契約に至らなかった場合は、取りやめ等が決定するまでの記録)

①御坂浄水場築造工事 (機械・電気設備)・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

②御坂配水場築造工事・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

③御坂浄水場築造工事 (機械設備)・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

④御坂浄水場築造工事 (電気設備)・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

⑤下野原配水場築造工事・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

⑥下野原配水場築造工事 (機械・電気設備)・(入札日 平成 25 年 9 月 3 日)

以上

笛議発第 4-4 号  
平成26年4月11日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 記録提出要求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう要求します。

### 記

1. 事件  
    工事入札調査
2. 提出を求める記録  
    別紙のとおり
3. 提出期限  
    平成26年4月16日

(別 紙)

## 提出を求める記録

・下記の工事について、契約に至るまでの一連の記録。(契約に至らなかった場合は、取りやめ等が決定するまでの記録)

①御坂浄水場築造工事 (機械・電気設備)・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

②御坂配水場築造工事・(入札日 平成 25 年 3 月 19 日)

③御坂浄水場築造工事 (機械設備)・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

④御坂浄水場築造工事 (電気設備)・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

⑤下野原配水場築造工事・(入札日 平成 25 年 7 月 30 日)

⑥下野原配水場築造工事 (機械・電気設備)・(入札日 平成 25 年 9 月 3 日)

以上

平成26年5月28日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 記録提出要求書

本委員会は、5月28日、工事入札に関する事項の調査のため、下記のとおり記録の提出を求めることになったので要求します。

### 記

1. 記録の提出を求める者の氏名、住所  
氏名 笛吹市長 倉嶋清次  
住所 笛吹市石和町市部777
2. 事件  
工事入札調査
3. 提出を求める記録  
「御坂浄水場築造工事（機械設備）、平成25年7月30日入札、  
案件番号1-18」に係る積算内訳書
4. 提出期限  
平成26年6月5日

笛議発第 5-11 号  
平成26年5月29日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 記録提出要求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第100条第1項の規定により提出されるよう要求します。

### 記

1. 事件

工事入札調査

2. 提出を求める記録

「御坂浄水場築造工事（機械設備）、平成25年7月30日入札、  
案件番号1-18」に係る積算内訳書

3. 提出期限

平成26年6月5日

平成26年9月5日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

## 記録提出要求書

本委員会は、9月5日、工事入札に関する事項の調査のため、下記のとおり記録の提出を求めることになったので要求します。

### 記

1. 記録の提出を求める者の氏名、住所  
氏名 笛吹市長 倉嶋清次  
住所 笛吹市石和町市部777
2. 事件  
工事入札調査
3. 提出を求める記録  
「本庁舎耐震改修機械設備工事、平成25年5月28日入札、  
案件番号1-16」に係る入札から完成に至るまでの関係書類一式
4. 提出期限  
平成26年9月10日

笛議発第 9-1 号  
平成 26 年 9 月 5 日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 記録提出要求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったから、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により提出されるよう要求します。

### 記

1. 事件

工事入札調査

2. 提出を求める記録

「本庁舎耐震改修機械設備工事、平成 25 年 5 月 28 日入札、  
案件番号 1-16」に係る入札から完成に至るまでの関係書類一式

3. 提出期限

平成 26 年 9 月 10 日

平成25年12月12日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

### 説明員の委員会出席要求書

下記により説明員の出席を求められるよう委員会条例第21条の規定により要求します。

#### 記

1. 日時 平成25年12月27日（金）午後1時30分から
2. 場所 笛吹市役所八代庁舎 2階 第1会議室
3. 事件 工事入札調査  
・入札執行の流れについての説明、及び質疑
4. 説明員 総務部長、管財課長

笛議発第 12-6 号  
平成25年12月13日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

### 説明員の委員会出席要求書

下記のとおり説明員の出席要求があったので出席を求めます。

#### 記

1. 日時 平成25年12月27日（金）午後1時30分から
2. 場所 笛吹市役所八代庁舎 2階 第1会議室
3. 事件 工事入札調査特別委員会による調査  
・入札執行の流れについての説明、及び質疑
4. 説明員 総務部長、管財課長

平成26年4月11日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

### 説明員の委員会出席要求書

下記により説明員の出席を求められるよう委員会条例第21条の規定により要求します。

#### 記

1. 日時 平成26年4月18日（金）午後1時30分から
2. 場所 笛吹市役所八代庁舎 2階 第2会議室
3. 事件 工事入札調査  
・御坂浄水場築造工事（機械・電気設備）について  
・その他
4. 説明員 管財課長 雨宮茂貴  
生涯学習課長 有賀滋一  
国民健康保険課 菊島正博  
管理総務課 志村一仁

笛議発第 4-5 号  
平成26年4月11日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

## 説明員の委員会出席要求書

下記のとおり説明員の出席要求があったので出席を求めます。

### 記

1. 日時 平成26年4月18日(金) 午後1時30分から
2. 場所 笛吹市役所八代庁舎 2階 第2会議室
3. 事件 工事入札調査  
・御坂浄水場築造工事(機械・電気設備)について  
・その他
4. 説明員 管財課長 雨宮茂貴  
生涯学習課長 有賀滋一  
国民健康保険課 菊島正博  
管理総務課 志村一仁

平成26年5月2日

笛吹市議会議長 前島 敏彦 殿

工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

### 説明員の委員会出席要求書

下記により説明員の出席を求められるよう委員会条例第21条の規定により要求します。

#### 記

1. 日時 平成26年5月16日（金）午後1時30分から
2. 場所 笛吹市役所八代庁舎 2階 第2会議室
3. 事件 工事入札調査  
・御坂配水場築造工事入札について  
・その他
4. 説明員 管財課長 雨宮茂貴  
生涯学習課長 有賀滋一  
国民健康保険課 菊島正博  
水道課 角田和仁  
管理総務課 志村一仁  
児童課 山下由美子

笛議発第 5-4 号  
平成26年5月8日

笛吹市長 倉嶋 清次 殿

笛吹市議会議長 前島 敏彦

### 説明員の委員会出席要求書

下記のとおり説明員の出席要求があったので出席を求めます。

#### 記

1. 日時 平成26年5月16日(金) 午後1時30分から
2. 場所 笛吹市役所八代庁舎 2階 第2会議室
3. 事件 工事入札調査  
・御坂配水場築造工事入札について  
・その他
4. 説明員 管財課長 雨宮茂貴  
生涯学習課長 有賀滋一  
国民健康保険課 菊島正博  
水道課 角田和仁  
管理総務課 志村一仁  
児童課 山下由美子

(企業名) 御中

山梨県笛吹市議会議長 前島 敏彦

笛吹市工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

工事入札調査にかかる調査の御協力について (依頼)

惜春の候、貴社におかれましては、益々ご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、笛吹市では、一昨年度から昨年度にかけて相次ぐ「入札公告取り止め」等の工事入札に関わる異例の事態が発生しました。

本議会はそれに対し、その原因を究明することが責務と考え、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置し調査を行っているところであります。

その調査の過程で、貴社の関わりがございました工事入札に関しても調査が必要との判断により、文書による聞き取り調査を行うこととなりました。

つきましては、別紙の質問事項について調査を行いたいと存じますので、お忙しい折、誠に恐縮ですが、ご回答下さいますようよろしくご協力をお願い申し上げます。

なお、ご回答によって貴社が不利益を被ることのないよう、取扱いには充分注意をいたしますので、重ねてお願い申し上げます。

記

対象入札名

1. 御坂浄水場築造工事 (機械・電気設備) 平成 25 年 2 月 26 日公告
2. 御坂浄水場築造工事 (機械設備) 平成 25 年 7 月 30 日入札

※恐れ入りますが、5月30日(金)までにご回答下さいますようお願いいたします。

【お問い合わせ・連絡先】

〒406-8555 山梨県笛吹市八代町南 917

笛吹市役所八代庁舎内

笛吹市議会事務局 西海 (ニシガイ)

Eメール [gikai-jimu@city.fuefuki.lg.jp](mailto:gikai-jimu@city.fuefuki.lg.jp)

TEL : 055 - 265 - 2112 / FAX : 055 - 265 - 1101

笛吹市議会工事入札調査特別委員会 調査票

会社名 \_\_\_\_\_

ご記入者名 \_\_\_\_\_

ご連絡先 \_\_\_\_\_

質問事項

①

②

ご回答欄

笛議第 1 - 4 号  
平成26年1月10日

山梨県弁護士会  
会長 東條 正人 様

笛吹市議会  
議長 前島 敏彦

笛吹市工事入札調査特別委員会  
委員長 野澤 今朝幸

工事入札調査特別委員会に係るアドバイザー推薦について（依頼）

拝啓 貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、笛吹市議会では、工事入札の不透明さにかかわる疑義に対し、市民の納得する説明を得るべく、昨年臨時議会において、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を議決したところであります。

既に、特別委員会を開催し、今後の方向性や調査内容の検討を進めておりますが、内容的に法律等の専門分野に跨ることから、専門知識を有する貴弁護士会からアドバイザーをお招きすることにより、ご意見等を頂戴し調査を円滑に進めてまいりたいと考えております。

つきましては、大変お忙しいなか誠に恐縮ですが、アドバイザーの推薦者をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、推薦者を、別紙アドバイザー推薦書にご記入のうえ、ご提出願います。

敬具

【お問い合わせ・連絡先】

〒406 - 8555 笛吹市八代町南 917

笛吹市役所八代庁舎内 笛吹市議会事務局（鈴木・西海）

TEL : 055 - 265 - 2112 / FAX : 055 - 265 - 1101

E-mail : gikai-jimu@city.fuefuki.lg.jp

## 笛吹市工事入札特別委員会アドバイザー推薦書

名 称 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

笛吹市議会  
議 長 前島 敏彦 殿

笛吹市工事入札特別委員会  
委員長 野澤今朝幸 殿

平成26年 月 日

山梨県弁護士会  
会 長 東 條 正 人 ⑩